

eラーニングコンテンツ取扱要領

平成25年9月 4日
総合情報メディアセンター会議決定

(目的)

第1条 この要領は、愛媛大学総合情報メディアセンターICT利用教育推進室（以下「ICT利用教育推進室」という。）が制作するeラーニングコンテンツの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領はICT利用教育推進室が制作したeラーニングコンテンツで、次の各号のいずれかに該当するものに適用する。

- (1) 愛媛大学（以下「本学」という。）の授業の一部又は全てを構成するもので、総合情報メディアセンター第2部会（ICT利用教育推進部会）の決定により制作されるもの
- (2) コンテンツ制作を目的とした大学予算、補助金、寄付金等により制作されるもの
- (3) その他、総合情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）が必要と認めて制作されるもの

(eラーニングコンテンツの権利帰属)

第3条 eラーニングコンテンツの権利（著作権含む）は、ICT利用教育推進室において、本学での職務として作成されるものであるため、総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）に帰属する。

- 2 制作責任者（制作を担当する教員。共同制作の場合は、制作を担当するすべての教員。）は、eラーニングコンテンツの制作が完了した時点で、当該eラーニングコンテンツに関するすべての著作権をセンターへ譲渡するものとする。
- 3 制作責任者は、制作終了後、前項の規程に基づき、所定の権利譲渡書類及び届出書類をセンターに提出する。
- 4 センターは、eラーニングコンテンツを改編する場合は、制作責任者の了解を得るものとする。

(eラーニングコンテンツの利用)

第4条 センターは、制作されたeラーニングコンテンツについて、本学の当該授業に用いるほか、次の各号に掲げる利用を行うことができる。

- (1) 本学の授業その他教育活動等における利用
- (2) 広報活動における利用
- (3) 本学が主催する各種イベント等における利用
- (4) その他、センター長が必要と認めた利用

- 2 制作責任者は、当該者が制作したeラーニングコンテンツについては、センター長の許可を得て、当該授業以外にも利用することができるものとする。ただし、コンテンツの再編集等により、新たに経費（人件費含む）が発生する場合は、当該利用申請を行った者が負担するものとする。
- 3 eラーニングコンテンツの利用にあたっては、制作責任者等の氏名を明示するよう留意するものとする。

（事務）

第5条 eラーニングコンテンツに関する事務は、研究支援部総合情報メディアセンター事務課において処理する。

附 則

この要領は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。